

「ホワイト・テレワーク・デイズ 2020」実施要綱

1 目的

柔軟な働き方を実現するテレワークの機運醸成とその全道展開を加速するため、官民が連携してテレワークを奨励する強調期間を設定し、道内の団体・企業に対し広く参加を呼びかける。

2 期間と名称

強調期間は、施行日から令和3年(2021年)2月28日(日)までとし、「ホワイト・テレワーク・デイズ 2020」と称する。

3 取組の発起人

ホワイト・テレワーク・デイズ 2020 の発起人は別紙1に掲げる北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会構成員とし、北海道がその代表となる。

4 参加の呼びかけ

北海道は、様々な広報媒体を通じて、ホワイト・テレワーク・デイズ 2020 への参加を道内の団体・企業に呼びかける。

また、発起人は、その構成員や顧客への参加の呼びかけに協力する。

5 参加表明

ホワイト・テレワーク・デイズ 2020 に参加を希望する団体・企業(以下、「参加団体等」という。)は、別紙2の参加表明書を事務局に提出する。

6 参加団体等の取組

参加団体等は、ホワイト・テレワーク・デイズ 2020 の期間中、各々の参加表明書の内容に応じ、自宅やサテライトオフィス等を活用したテレワーク、在宅勤務、時差出勤、フレックスタイム、ワーケーションといった様々な働き方を組み合わせた勤務形態を積極的に実施する。

7 参加団体等の取組の発信

事務局は、参加団体等の名称等を紹介するほか、参加表明書の内容から先進的な取組をピックアップし、今後の普及啓発に活用する。

8 事務局

事務局は、北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室に置く。

9 その他

その他実施に必要な事項については、事務局が必要に応じ発起人と協議の上、定める。

施行日 令和2年(2020年)12月10日